

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画用途地域を変更したので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公告する。

なお、規則第3条に規定する者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

平成25年8月13日

掛川市長 松井三郎

1 公聴会の日時

平成25年8月28日（木） 午前10時から

2 公聴会の場所

掛川市役所 4階 会議室1-A B

3 都市計画の案

東遠広域都市計画用途地域 東名掛川IC周辺地区
閲覧する計画図表示のとおり

3 公述書の提出先

掛川市役所都市建設部都市政策課
（郵便番号436 - 8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

4 閲覧期間

平成25年8月13日（火）から平成25年8月27日（火）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）